

2017年度 第5回
町田市障がい者施策推進協議会

平成30年3月5日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○中島担当課長 それでは定刻になりましたので、欠席のご連絡がある方以外でも何人かお出でになられていない方がいるんですが、本日は非常に雨の強いお足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、2017年度第5回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます、障がい福祉課担当課長、中島と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会議の議事録作成と計画策定の支援のため、委託業者の会議録研究所と都市設計工房が同席しております。また、会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、本日聴覚障がいの方の情報保障として手話通訳の方にも同席いただいております。発言者の方は前の方の通訳が終わりましてからお名前をおっしゃった後、次の発言をしていただけますようご配慮よろしくお願いいたします。

それでは、まず、配布いたしました資料の確認をいたします。

事前配布資料としましては、本日の会議次第A4、1枚、資料2「第5次町田市障がい者計画付属資料実行プラン（案）」というホチキスどめのものが1部。以上を送付させていただいております。

また、本日机上に置かせていただいたものが、資料1「2017年度町田市における障害者虐待防止の取組み」と、あとカラー刷りのパンフレットを置かせていただいているかと思います。

足りない資料ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

なお、本日、第5次町田市障がい者計画をごらんいただくかもしれません。お持ちでない方いらっしゃいませんか。いかがでしょうか。では、配っていただいて。皆様お手元に届きましたか。堤さんにも。届きましたでしょうか。

それでは、【2】報告に移らせていただきます。

これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 皆さん、こんばんは。

それではまず最初に、報告（1）「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）について」です。前回の第4回協議会以降、障がい者計画部会部会長の小野委員と私のほうでまとめた素案をもって、先ほど本日午後に市長に答申をさせていただきました。短い時間でしたけれども、意見の交換をさせていただきました。主にその辺は小野委員のほう、部会長のほうからいろいろ

ろと意見交換をしていただいたので、小野委員のほうから答申の状況をご説明いただけますでしょうか。

○小野委員 小野です。

きょう岩崎会長とご一緒して市長に答申を提出してきました。予定していた時間はたしか10分か15分ぐらい、協議の時間はそのぐらいだったんですけども、一応今回の障がい福祉事業計画が障がいのある人たちの地域での暮らしや働くことや移動や、そういう生きていく上で必要なサービス、支援を実際の見込み量を立てて、それをどうやって確保していくのかということを検討した計画です。ついては、これをそういう位置づけで、要するに市の予算の見積もりになりますので、そういう位置づけをもってぜひ取り組んでいただきたいということで、この計画の性格と内容と特徴というのを説明をさせていただきました。

それに関連して、巻末資料で今回区市町村のホームヘルプサービスやグループホームやショートステイなどの実施状況というか実績を一覧を載せてあります。それは千代田区から順番に並んでいるんですけども、それを自分なりに町田の到達水準というか町田の位置がどの辺なのかを施策ごとに全部並べ替えてみて、事前に比較していたので、その評価を含めて、町田はこんな特徴がありますよ、他市はこんな特徴がありますよということを説明させていただいて、そこからは結構話題になって。前回の協議のときよりも随分長い時間突っ込んで話をさせていただきました。今後は町田市の障がい福祉関係の予算にどう反映していくかが重要になるので、そこを注目していきたいと思います。

なお、別な会で市長が多分関係者から指摘をされたんだと思うんですけども、障がい児の、障がいのある子どもの分野は町田市は子ども子育てのマスタープランのほうで盛り込まれています。ただ、だから障がい福祉計画からは子どもの部分がざっくりないんですけども、それは縦割りだからということではなくて、子どもは子どもの施策として世代で分けただけだということ。ただ、障がい福祉計画の参考資料として子ども子育てのプランで立てた障がいのある子どもの施策についても載せるべきかなということを今検討しているというふうにおっしゃっていました。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

事務局から改めて今後の流れについてご説明いただけますでしょうか。

○事務局（湯川） 今後の流れなんですけれども、今後事務局にて体裁や誤字等のチェックを行いまして、3月中に策定いたします。その後印刷製本しまして、委員の皆様には4月中に郵

送でお届けする予定です。本日の答申の様子は3月15日の市の広報に掲載される予定ですので、ぜひごらんいただければと思います。また、3月の市議会における報告も予定しております。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）について、ご質問のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

きょう無事答申をさせていただいたということですので。では、今のような今後の流れということとさせていただきたいと思います。

それでは、続いて報告（2）「町田市における障害者虐待の状況について」、事務局からお願いします。

○事務局（有田） 事務局、有田から報告させていただきます。

2017年度町田市における障害者虐待防止の取組みについてをごらんください。

今年度4月から12月31日までの虐待の状況です。通報のあった障がい者の方の数が17名、通報の数でいうと16件なんですけど、1件の通報で2名の方が対象になりましたので、対象となられた方は17名です。これは障がい福祉課に通報あったものすべての件数となります。性別が女性のほうがちょっと多いんですが、不明の方が2名というのは、通報ありましたが、匿名であったためにどなたなのかがわからなかったということで2名というふうになっております。障がい種別については重複がありますので数が合いませんが、知的の方が多いという形です。年齢は基本的にバラバラという感じでしょうか。障がい支援区分についても軽度の方から重度の方までが対象でした。

通報のあった虐待の種別ですが、養護者が一番多く、施設従事者が、これ7名なんです。これも本来は件数でいったら6件なんですけど、従事者で2名ありましたのでこういう数え方になっています。虐待種別については、心理的虐待が圧倒的に多かったという形になっています。

その中で幾つかの内容なんですけど、1つ目は、施設職員による入居者の金銭搾取がありまして、施設長及び虐待者に対して聴き取りを行い、これはもう金銭搾取があった、虐待があったということで町田市が認定しまして、これについては東京都に報告。東京都のほうがまだ現在も聴き取りをやっております。

あと、療養介護施設における入所者への身体及び心理的虐待、ネグレクト、これについても通報がありましたので、施設長及び施設職員に対して市の職員による聴き取りを行いまして、虐待と認定いたしました。その施設に対して改善報告を求め、東京都にも報告をいたしました。

あとは、就労先の上司からの心理的虐待、これもご本人からの通報があり、ハローワーク、その方が障がい者就労・生活支援センターにもかかわっていらっしゃる方だったので、一緒に確認に行きまして、社員さん、あとは通報者の方から聴き取りを行ったんですけども、暴言等という話がありましたが、基本的な本当に虐待があったかということの確認はとれませんでした。ただ、そう思われることはよくないよねということで、事業者のほうもどういうふうに直したらいいだろうかという話し合いを皆でしました。最終的にはそれが原因ではないんですけども、いろいろありまして、現在は退職されたということがありました。

裏にいていただきますと、虐待防止に向けてどういう普及啓発をやっているかということで、今一緒に配布させていただきましたリーフレットですね、これを刷りまして、市内の障がい関連事業者に送付しております。ちょっとここには書いてないんですが、虐待防止マニュアルというものもつくりまして、これも民生委員さんですとか市内の事業所に配布をしております。また、今年度は7月に福祉講座ということで、虐待防止に関する講演を行っています。

また、町田市は高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会というものがあまして、この協議会が年に2回、今年度は7月と1月にやりました。これについては昨年度は高齢者施設と合同で施設職員向けの研修等もさせていただきました。また、つい最近では、相談支援事業所の連絡会で、やはり相談支援専門員の方が気づくことも多いんじゃないですかというお話をさせていただいて、早く気づく、虐待が起こらないように、なおかつ虐待の芽を早めに気づく、その目を皆さんで持っていてほしいという話をさせていただきました。

以上です。

○岩崎会長 ただいまの報告に対してご質問やご意見がある方、お伺いしたいと思います。

ちょっと私のほうから先にいいですか。これは年度途中の集計なので昨年度との比較はちょっと難しいかもしれないんですが、昨年度の状況と比べて件数が増減状況がどんな感じなのかということと。この17名中、町田のほうでとりあえずこれは虐待であると認定した件数は何名分ぐらいあるのかということをお教えいただきたいんですが。

○事務局（有田） 件数については、2016年度が18件の通報でしたので、現在で16件なので、余り変わらないかなという形ですね。そのうちの虐待があったと認定したのが6件ですね。

○岩崎会長 そうすると、残りの11名分の件については先ほど一番最後みたいに、本人は虐待だと言ったけれども、実際にはなかなかそういう事実としては認定されないもので、少し話し合いをしたりとかそういうような介入をしたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（有田） そうですね、そのとおりです。

○岩崎会長 ありがとうございます。

本件に関してご質問ご意見等いかがでしょうか。

○井上委員 井上です。

このアクセスと言ったらいいんでしょうか、ご本人なり関係者であったり、その通報をどのように役所と言ったらいいのかな、または支援センターのほうに言ってきたのかをちょっと知りたいんですけれども。例えば性別不詳というのもありますけれども、メールであったり電話であったり窓口とか、要するにどうやって当事者の方は通報してこられたのかなというところを知りたいので、もしその数字がわかれば教えてください。

○事務局（有田） すみません、どうやってですが、基本的にはご本人の場合は電話であることが多いかと思うんですが、ちょっと数字としてはどのようなという形は今はちょっと押さえてないので、すみません。

○井上委員 もし今後まとめるときがあるとすれば、どうやってアクセスしたんだろう、この窓口にとどり着いたんだろうというところを知りたいので、経年的に押さえていただければと思います。

○小野委員 内訳の点線とその下の通報のあった虐待の種別を区分けしているのは、特になぜ。はい、わかりました。じゃあ、同じものとして、この個別のデータを見ていくと、傾向としては女性が多く、特に知的障がいが多くて、30代～40代、働いている人だろうと。障害支援区分のところと言うと圧倒的に非該当。障害支援区分は余り御存じない方はわからないと思うんですが、要介護認定でいえば要するに非該当ですね、障害支援区分上障害が軽いと言われている人たちですね。でも、日常生活上本当に軽いと言えるかどうか、それはちょっと定かではないんですけれども、比較的一般就労していたり、働く就労支援の事業所に通っていたりというところが多いですよ、多分きっと。そうすると、この8人。施設従事者、養護者が多くて、心理的虐待ということは多分怒鳴られたり、嫌がらせを受けたり、怖い思いをしたりというところだと思うんですけれども。そういうクロスをかけてみると傾向は出てくるかなと。

結局例えば一番下の改善報告書の提出を求めるところまでいった療養介護施設なんていうのは重い施設ですから、この軽度者は該当しないですよ。多分この軽度者の多くが一番下の働いているところ、福祉的就労や一般就労も含めて比較的軽度で自分から訴えることができるといふそういう人たちなのかなと。そうすると、その人たちのところで結局最終的には解決に及んでいないというふうに見ると、やはり虐待防止法は虐待防止のための法律であって、虐待把握法ではないので、そこをどう今後毎年このデータとしては報告ありますけれども、防止して

いくためにもっと、これは氷山の一角であって、もっといっぱいあると思うんですね。だから、そこをどう社会化していくのか、本当の意味での防止につなげていくための方策をどうしていくか。きょう答えは出なくてもそこが重要だなというふうに思いました。意見です。

○岩崎会長 ありがとうございます。とても重要な指摘だと思いますけれども、ほかご意見いかがでしょうか。

○佐藤（繭）委員 佐藤です。

すみません、先ほどご報告の中で配布資料の裏面のところで、虐待防止のマニュアルも、リーフレット以外にマニュアルが作成されているということだったんですけども、そのマニュアルは市のホームページで見れるとか、何か公表されているものでしょうか。教えていただけたらありがたいと思います。

○事務局（有田） ホームページでは見られるようにはなっていないのですけれども、民生委員さんですとか自治会の方ですとかという方々には皆さんお配りさせていただいています。

○森山委員 森山です。

先ほど2016年が18件とありましたけれども、その中で虐待と認定されたものが何件かということと。

現状で今回通報があったところはおおむね解決されているのか、まだ今現在進行形なのかというところを教えていただければと思います。

○事務局（有田） これ多分年度の頭にこれでやりましたよね、そのときに2016年度の分についてはお話ししたかとは思いますが。昨年度は虐待と認定したものが5件で、虐待なしと認定したものが7件、確認できなかったものとか対象外のものが6件でした。

現在、今年度で解決、基本的には解決と言いますか、何をもって解決というかあれなんですけど、例えば養護者の場合は分離ができていれば一応それは終結と一たんさせていただくので、そういうことを含めると、大体のものは今年度については終結されています。まだ続いているものも数件あります。

以上でいいでしょうか。

○岩崎会長 この虐待防止法の通報をすることが本当に氷山の一角だと思うんですけども、多分それを抑制させている大きな問題としては、多分働いているところだとこれを言うと首になるんじゃないとか、不利益をかえっていじめられちゃうんじゃないかということがあると思うんですけども、やはりちょっとせつかくパンフレットをつくるのであればそういったことの心配に対するご配慮というかそういうことはないですよというふうなこととか、もう少し

ハードルを低くするような、確実にそういうことじゃなくて相談でも大丈夫ですとかというふうなこととかというのが何かこの次のパンフレット改訂されるときにもう少しそういった言葉、目線があってもいいかなということは少し感じました。

○事務局（有田） ありがとうございます。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。堤委員、どうぞ。

○堤委員 まだ解決に多分至っていない例がこの一番上の金銭搾取だと思うんですけども、これ金銭搾取って虐待と認定されたということは、言葉を変えれば泥棒ということになって刑事事件ぐらいの意味があるんじゃないかと思うんですが、これが東京都に報告で終わってしまっていると、報告したらこれで町田市はかかわりが一たん終わりということなのか、それともこれは東京都も認めたらまた今度は次は国に行くのか、どこかの時点で何らかの刑事告訴みたいなことにつながるのかどうか、行き先がどうなるのかを教えてください。

○事務局（有田） 虐待防止については刑事事件にするかどうかという話にはならないので、実際このケースがなるか、なったかは別なんですけれども、それとはイコールにはなっていないので、もちろん東京都に報告したから終わりということではなくて、市内の事業所でありますので、我々も見ていってはおります。

○堤委員 東京都に報告された後、何が起こるのが見当つかないんですよ。東京都も虐待と認定したら、要するにその下のだと改善報告書になるわけですよ。これは東京都まで行って、東京都が認めたら今度は国に行くのか、それとも東京都が改善報告書を出すのか、それとも東京都は退職命令は出せないでしょうけれども、改善命令の一環の中ではもう首ということもあり得ますよね。俗な言い方をすれば泥棒であり、首に該当するような話だと思うんですけども。この報告だけで終わっちゃうと全然先行きが見当つかないので、東京都までいった後どういう可能性があるのか教えてください。

○小野委員 最悪は指定取消しですよ。

○事務局（有田） そうですね、東京都のほうで今後ここの施設をどういうふうに、そもそも指定しているのがそこなので、どういう取扱いをするかは東京都のほうで判断をするということなので、東京都がまた国に云々ではないですね。

町田市も判断をして、基本的に虐待があったものはすべて東京都に報告しているんですね。ただ、東京都がその後町田市が終わった後も入るかどうかというのは、うちの報告を見て判断をしているので、その中でやはり東京都がこれは入ったほうがいいだろうという判断をして入っているということですね。なので、その先をどうするかというのは、ちょっといろいろ一

応市内の事業所なのでいろいろなことがあるので、ちょっとこの辺でというところでもいいですか。

○堤委員 でも、最悪の場合が指定取消しというようなそういうこともあり得るとか。

○事務局（有田） ええ、あり得ますね。

○堤委員 わかりました。

○小野委員 基本的には本人が警察に被害届を出さない限りは刑事事件扱いには至らないので、まずその手続が必要ですよね、刑事事件として扱うのであれば、刑事事件としての決着をつけるという点では。虐待防止法の規定でいうと、最終的には今言ったように都道府県が指定権者ですから、その事業者の指定取消し。この間岡山で起こった事業所とか宇都宮で起こった事業所とかなんかは指定取消しというのが、あと理事長の書類送検や虐待を行った傷害事件として訴えられているので、家族が訴えていますから、警察に。警察が捜査に入って逮捕に至った。だから、その手続は刑事事件扱いとしての手続は必要ですね。

○堤委員 はい、わかりました。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。清水委員。

○清水委員 清水です。

裏の普及啓発・協議会というところで、町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会、これの開催頻度と、ここの中で出された主な意見とかがあればお聞かせいただければと思います。

○事務局（有田） 開催頻度は年2回です。市内の医師会ですとか警察、町田警察、南大沢ですとか、人権擁護委員や弁護士さん等いろいろな方が集まっています。どういう話をしているかという、どうやって、先ほどお話ありましたけれども、防止をしていくかというのはどこまで連携ができるかじゃないかということで、連携をどうやってやったらいいのだろうかという話がどちらかという和多いのかなと。昨年度まではマニュアルをつくるためにもどちらかという、この連絡協議会の中でマニュアルをつくっていきましたので、まずそれをつくっていき、それをどうやって配布していきいかとかそういう話で防止のためについての話し合いが行われています。

○岩崎会長 よろしいですか。

町野委員。

○町野委員 町野です。

この虐待の言ってきたという方、通報があったというのは17名、ご本人とかご家族かと思うんですけども、本当に自分が虐待をされているということが理解していないというような方

もかなりいらっしゃるかと思うんですね。そういった方が自分から言えないような方というのは結構いらっしゃるかと思うんですけども、こういった施設の方とか、あるいはご本人に聴き取りをしたり調査をしたりというような何かあるんでしょうかね、そういった機会というのは持っていらっしゃるのかどうか教えていただきたいのですけれども。

○岩崎会長 それは広く特に虐待と言ってこない普通にいろいろな障がいを持った人たちに対して日ごろからそういうことはありますかみたいな。

○町野委員 お勤めしている方とか、あるいは施設に通われているとかというところでどうですか、何か困っていることありますかという、自分でわからない方が結構。というのは、私たち障がいということではないのですけれども、高齢者なんかでもかかわってますと、ちょっとわからない、自分で理解ができていない方が結構いて、自分から出てくる方はいいのですけれども、出てこれない、あるいはちょっと認知が入っているというような方は虐待されていてもご自分が虐待されていると理解ができていないんですね。なので、特に知的障がいの方が結構人数多いので、そういった方が自分の今の現状を理解できていない場合も、本来は虐待されていても、それを訴えるすべがわからないとか、ご家族にもうまく伝わらないとかということがあるんじゃないかと思うのですけれども、そういったのが放置されているのかな。それとも何か市とか行政関係でたまにはそういうアンケートをとったり聴き取りをしたりって、何かそういった手立てをしていらっしゃるのかなということを知りたいのですけれども。

○岩崎会長 先に。

○小野委員 行政にそこが課せられていないんですよ、そこに問題はあると思います。ただ、一般的には障がい者の施設、事業者に課せられている責任でいうと、苦情解決の仕組みをつくって、その苦情解決の申出とその解決責任者を明確にするのと、第三者委員を設けてその第三者委員を広く周知する。それとあとうちの事業所というか法人は毎年やっているのですけれども、第三者のサービス評価、それをやります。3年に1回大がかりな第三者機関の聴き取り調査、これは全利用者、家族、職員、管理者、全部です。その結果も東京都のホームページで公開されます。そこまでなんですよね。だから、企業にはないです。そこはこの実行プランの中で僕はつくっていききたいとは思っています。

関連して、ここは障がいと高齢者なんですけれども、児童もあり得るんですよね。児童のほうは児童のほうで虐待防止法があって、その把握をしているんだと思うのですけれども、それを合わせたデータとして欲しいですよね。児童のほうで養護者がふえてしまう傾向があるんじゃないかなというのはちょっと気にはしているのですけれども。ただ、それが発覚しての場

合ですからね。

だから、今町野さんがおっしゃられたように、表に出てこない虐待や本人の訴えをどう拾い上げるのが一番重要ですよ。

○岩崎会長 あと、悉皆調査じゃないですけども、5年に一度国がやっている実態調査みたいなのはあって、生活のしづらさみたいなのというのは一応抽出はあるんですけども、町田市としては特にはないですかね。はい。

ほかいかがでしょうか。

この件よろしいですか。とても重要なテーマでありますけれども、またそうしたら次回報告のときにまた議論させていただきたいと思います。

続きまして、ここから議事に移ります。

障がい者計画部会のほうで第5次町田市障がい者計画の付属資料となる実行プランについてまとめていただきました。まず最初に事務局のほうから資料についての説明をしてもらった上で、小野部会長のほうから内容の説明をお願いしたいと思います。まず事務局のほうの説明をお願いいたします。

○事務局（安次富） 障がい福祉課の安次富です。

本日お配りさせていただいている資料2、第5次町田市障がい者計画付属資料実行プラン（案）についてご説明申し上げます。

まずこの実行プランなんですけれども、前回の先月の会議でも少しご報告させていただいたんですけども、なぜつくったのかというところから簡単におさらいというかご説明申し上げます。

まず、この実行プランなんですけれども、この絵のある障がい者計画ですね、こちらを具体化する内容になっています。この障がい者計画というのは障がい者基本法というので市がつくることが義務付けられているものなんですけれども、障がい者施策の方向性を指し示すような理念的な内容になっていまして、余り具体的なところまで踏み込んでいないんですね。ただ、今回特にこの計画の第3章というところでは分野別の課題と目標ということで、障がい者権利条約ですとか、国の障がい者基本計画に基づいて、3の1から3の11まで11の分野で障がい者施策の方向性を指示しています。各分野ごとに「とくにがんばるとりくみ」ということで、この分野ではこういったことに、こういった方向性で市は取り組んでまいりますといったようなことが、抽象的な表現になるんですけども、書かれています。ただ、それで終わらせるのではなくて、その方向性をより具体化するという意味で今回この資料2の冊子をまとめさせてい

ただきました。

例えば8ページをごらんいただきたいんですけども。8ページ、一番上に重02、社会教育（生涯学習）というふうに書かれていまして、その下に障がいのある人が社会で生活しながら学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の内容の充実、障がいに応じた配慮の提供と環境整備を行いますと。この内容が障がい者計画の、これは生涯学習の分野なので3の1、学び、文化芸術・スポーツ活動という分安全の「とくにがんばるとりくみ」になっています。この分野の「とくにがんばるとりくみ」は1つではないので、幾つかあるんですけども、そのうちの1つですね。

それで、この実行プランをまとめるに当たっては、この障がい者計画の「とくにがんばるとりくみ」を協議会の委員さんたちですとか部会の委員さんたち、それからそのバックボーンの団体とかに持ち帰っていただいて、この「とくにがんばるとりくみ」を参照していただいて、市にどんなことをやってほしいのかと、どんなことに今後市は取り組んでいかなければいけないんだというようなことをアンケートをとらせていただきました。その内容は以前の協議会で情報共有させていただいたところでございます。

それから、そのアンケートをもとに、障がい者計画部会のほうで、小野部会長を中心にそのアンケートの結果を見ながら、部会としてこの分野のこの「とくにがんばるとりくみ」に対してはこういったことに取り組めないかというようなことで、8ページの上の枠ですね、部会からの提案ということで、重点事業の提案を挙げていただいています。ここで言いますと、軽度な知的障がい者にも対象になる講座の充実ということで、生涯学習の分野ではやはり軽度の知的障がい者を対象とした講座の充実が求められていると、こういう提案を挙げていただきました。

それを一度事務局で持ち帰りまして、庁内の各課と調整しました。障がい者計画部会ではこういったことに取り組んでくださいというようなことで提案がなされましたので、それを見ていただいて、各所管課で何かできることはないかというような形で打診させていただいて、その結果出てきたのが所管課からの回答・提案という枠ですね。このページでは所管課が生涯学習センターになりますけれども、この部会からの提案を踏まえて、軽度の知的障がい者も対象になる講座の研究事業ということで、部会からの提案は講座の充実なのでもうそこまでは至らなかったんですけども、少なくとも研究、検討はしていきますよというようなことで前向きに所管課のほうで検討いただきまして、軽度の知的障がい者の学習要求の調査ですとか、学習要求に対する学習活動の研究、支援体制の在り方、ふさわしい実施主体、庁内・庁外連携につ

いての研究ということで、前向きに検討しますというような回答が返ってきていると。必ずしも障がい者計画部会から挙げていただいた部会の提案に即した内容にはなっていません。できないことありますので、そこについては障がい福祉課と各課の調整の中でお互い探り合うような形でどこまで書き込めるのかというような調整をさせていただきました。その結果がこの資料2の冊子ですね。

この冊子がこの形でまとまる前に、12月22日に障がい者計画部会を開催しまして、この年末の部会では庁内の16課の担当者が出席していただいて、ここに書かれている内容について障がい者計画部会の委員の方々と意見交換しました。そこで出された意見をまた持ち帰りまして、こんな意見出ていたけれども、各所管課でもっとこういうふうには書き込めないかとか、そういった調整を再度させていただいたものがこの資料2になります。

本日は皆様にこの内容について気になった部分とかいったところをご意見いただきまして、最終的には承認をいただきたいと思っております。承認いただけましたら、その内容で向こう3年間、2020年度末までですけれども、この障がい者計画の進捗管理をするための資料としてこの実行プランというものを活用していきたいというふうに考えております。

ただ、ちょっと注意点としましては、本日皆様にご意見いただくんですけれども、庁内の各課があることですので、この場ですぐやりますとか、すぐ反映させますとかいったことはなかなか回答いたしかねる部分がありまして、そういった場合でも障がい福祉課が所管する事業については受け止めさせていただき、他課に関する部分については出されたご意見を所管課に責任持って伝えさせていただきます。

また、この実行プランにないような意見、何か気になる、もっとこんなことやったほうがいいんじゃないかといった意見も出していただいて結構ですので、そういうこの実行プランに掲載されていない事業についてもまた来年度以降動きがありましたら協議会のほうでご報告、情報共有させていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○岩崎会長 引き続き小野部会長のほうから内容の説明をお願いします。

○小野委員 おおむね安次富さんのほうからこの実行プランの位置づけや意義や到達点は報告をされたので、僕のほうから補足する点は特にはないんですけれども。あえて言うと、いつも障がい者基本計画をつくってそれを掲げるんだけど、なかなか具体化が進まないで見直しの時期を迎える、それをずっと繰り返してきたんですね。今回はそれを福祉事業計画のほうはヘルパーを何人、グループホームを何カ所、それが毎年の市議会の予算で提案されていくわけ

だから、それを見比べていけばどこまで到達して、あとどれだけ必要なのかというのはわかるんだけれども、基本計画のほうは福祉に限らないさまざまな分野を網羅しているので、なかなか点検する素材というのはつくれてこなかったんですが。そういう意味で言うと、今回この実行プランをつくったことは、内容的に率直に言うと、他の部局の回答はとても厳しいなというのが感想です。前向きに検討してくれた部局もありますが、通り一遍等な回答にとどまったというところもありました。ただ、この実行プランをつくる過程ですごくたくさんの当事者、家族の意見が上げられたんですね。僕はそれがとても大事だったなど。その上げられた意見を、余り僕は行政を誉めないんですけども、障がい福祉課は今回すごいよく頑張って整理をして、年末に行った他の部局の所管課が勢ぞろいしたあの部会では、すごいあそこを開くまでにもうすごい苦労したと思うんです、障がい福祉課。休憩時間とか終わったところで他の部局の、あれが縦割りなんだろうなと思ったところがあるんですが、他の部局の方がとても厳しい物言いをされて出て行ったのを見たんですね。ああ、すごい苦労してここまでの議論の場を設けたんだろうなというふうに思っています。

ですから、確かにそれぞれ1つ1つの、例えば22ページを開けていただきたいんですけども、まだこの職員課はいろいろ考えてくれた回答をしてくれたところなんです。身体障がいの方も聴覚障がいの方も職員としては採用していますけれども、知的障がいの人を採用したわけです、嘱託として。この目標値を見ると、毎年2名ずつふやしていくのかなと思うと、いえ、その2名の方の継続分ですと、とても正直に答えていただいて、きっとそういう回答なんだろうと思いつつもあえて質問したんですが。でも、これはとても大事なことで、思いとしては一番上にあるように、重点事業の提案のところに書いてあるように、町田市職員採用における要件・制限を見直し、率先して雇用対象を広げる。行政がやるべきだということを今回うたったし。

あと、例えば55ページに、ここはもうこの実行プランの中で僕は絶対に具体化していかなければならないと思っているんですけども。差別解消条例を制定をしてはどうかと。これはもう数年前から差別解消法が制定される前から町田の計画の議論の中では検討の中では行政とやりとりしていました。ギリギリ現在の部長が課長をしていたときに、ギリギリルールづくりという文言で計画の中に盛り込んだんですね。先ほど虐待防止法の報告を意見交換をしていただきましたが、あそこではっきりしたように、結局虐待防止法では本当の意味での防止にならないんですよ。この差別解消法という国の法律だけでもだめなんですね。だから、自治体でこの条例をつくって、働く場、地域での移動、コミュニケーション、アクセス、行政サービス、女

性、障がいのある女性、子ども、あらゆる分野でその障がいがあるがゆえに不利益を被っている合理的配慮が、要するに障がいに伴う個別的な配慮がなされない、そういうことを1つ1つなくしていくための自治体の法律ですよね、条例は。それをやはりつくることが重要なんだろうと。

障がい福祉課も精いっぱい頑張ったんだと思うんですが、2018年方針の検討にとどまっているんですね。2019年制定じゃないんです。あぶり出しをしたら出てくるのか期待はしていたんですが、ただ、何とかこれを具体化していけるようなこの協議会の議論のテーブルに上げていただきたいなど。これだけじゃないですよ、ほかのところも。そのためにも、できれば来年度の協議会で何月にはこの実行プランのまず表をつくって、年次ごとの計画が出ているわけです。障がい者の知的障がいの雇用は毎年2名の継続かもしれないけれども、その計画が一応示されたわけですよね。それに対して実際にどこまで進んだのかというのを、この協議会で毎回きちんと点検をする。必要な施策化の議論をする、それがこのつくった実行プランを生かしていくために一番必要なことだというふうに考えていますので。

できればきょう協議会は最後です、先ほど安次富さんがおっしゃられたように、きょうプランの中についていろいろご意見をいただくのはぜひそれは積極的をお願いしたいんですが、いかんせん他の部局を絡めてのことなので、持ち帰って、さあ、年度内にこれをもう一度じゃあ防災課で検討してもらおうと思ってもそれは無理な話なんですね。でも、相当障がい福祉課が頑張って議論を引っ張ってきましたので、他の部局とやりとりを何度もしてきてくれましたので、むしろそれをちゃんと今年度で終わりにしないで次年度も引き続き金子係長が胃の痛い思いをするような議論を他の部局と進めてもらうためにも、そういう進行管理のスケジュールと課題整理をして次年度を迎えたいなというふうに提案させていただきます。

○岩崎会長　ご説明ありがとうございました。

この実行プランの案を見ていただくとわかるように、改めて実行プランというのに載っているんだけど、これまでやってきたことを継続して書いてあるものもあれば、確かに新規にやるんだけど、実はこの実行プランをやる前からやること決まっていたほかの法律でやらなきゃいけないと書いてあるようなことともあるんですけれども、実はこの実行プランをつくることによって新たに進んだことも結構あると思うんですね。その辺についてちょっと事務局のほうから補足の説明を金子さんのほうからしていただいていた方がいいですか。

○金子統括係長　事務局の金子です。

この表を見ていただいて、ちょっと説明が長くなるから短くいきますけれども。まず5ペー

ジから見ていただけるとわかると思うんですが。5ページ、障がい学習センターが青年学級充実に向けた調査・研究の事業ということで、この下のほうに現状値・目標値というのが書いてあります。これは2018年度から調査研究をして、ボランティア講座を実施して検証していこうというようなことが書いてありますが、2018年度からというふうな書き方をしているものがやはり今回初めて取り組むことに検討も含めて調査も含めて新たに取り組むといったような内容になります。

そういう意味では次のページの6ページの障がいのある人が参加しやすい障がい学習の環境の整備ですとか、7ページにある合理的配慮を意識した情報提供の事業ですとか、8ページのほうですね、やはり同じ障がい学習センターで軽度の知的障がい者も対象となる講座の研究事業というところもすべて2018年度から検討していくという形になっております。

そのほかでいきますと、続いて9ページのスポーツ振興課というところですが、スポーツ施設を開放している、バドミントンで開放したりバレーボールで開放したりしているんですけども、それにも障がいのある方が利用しやすくなるような検討をしていくというような内容も新たにつけ加えていただいたところがございます。

次に、めくっていただいて、14ページ、これは移動支援ですね。事業計画のほうとあわせて実行プランのほうにおいても移動支援の在り方の検討を障がい福祉課のほう進めていこうというところがございます。

次に、めくっていただくと、21ページ、これは職員課のものなんですけれども、障がいのある方が市役所でも働いていらっしゃいますので、障がいのある方に対して動労環境の調査を行っていこうということも2年に1回の調査の実施を新たな取組として進めていこうというものでございます。

また、めくっていただいて、35ページは、かかりつけ医・専門的な医療というところで、保健総務課のほうから新たな提案として、医療機関に対する研修会等の実施を研究していきますというような回答もいただいています。

また、58ページ、これも職員課なんですけれども、2016年度に策定した障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領の認知度の検証の調査を実施して、さらに周知をしていこうというような取組もここでは新たに出てきております。策定して周知してきたところなんですけれども、さらにこの対応要領を形骸化しないがためにきちんと進めていこうという意思を示していただいたものでございます。

このように、新たな取組についてさまざまな部署で検討していただいたので、それを紹介さ

せていただきました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、今までのご説明、この実行プランに関してのご意見ご質問のある方、どうぞ、いかがでしょうか。佐藤委員。

○佐藤（蘭）委員 すみません、佐藤です。

48ページのところで少しわかりにくかったので教えていただければと思うのですけれども。生活環境のところの目標が部会からの提案、所管課からの回答というのがあって、普及啓発の実施で、現状値・目標値で2回、2回、2回とずっとあるんですけれども。これ普及啓発事業か何かを2回されるという。ごめんなさい、具体的なことがちょっとわからない中での2回、何を指して2回というのかがちょっとわかりにくかったので教えていただければと思います。

○金子統括係長 この生活環境の重点目標が点字ブロックの上に物を置いてしまうなど障がいのある人にとっての障壁をなくすために、市民への理解と協力を求めますという内容でしたので、普及啓発として今年度も行ったんですけれども、町内会への回覧で市民に周知を図るだったり、何かイベントのときにそのような周知を図っていくというような普及啓発をいろいろ手を変え品を変え実施していこうということでございます。

○岩崎会長 よろしいですか。

○佐藤（蘭）委員 具体的にその2回というのは何を指して2回というのかが、できれば教えていただけると非常にありがたいなと思います。すみません。

○金子統括係長 例えばこれは回数、目標値を立てるときにやはりちょっとそこが悩んだところなんですけれども、普及啓発の回覧板を回すことで1回と、またイベントをやって1回というような、ちょっとそういう形で今回書かせていただいたんですけれども、そういう意味合いでございます。

○岩崎会長 よろしいですか。

それでは、玉木委員、手を上げられたと思いますけれども。

○玉木委員 玉木です。

44ページなんですけれども、耳マークの普及ということが書いてございますね。参考に、難聴者団体が整備している耳マークというのがあるんですけれども、そのマークと違うような気がするんですが、聴覚障害者ですから、日本ろうお連盟としては手話マークを出してほしいと思うんです。例えば全部手話ができるではなくてもいいんですけれども、筆記ですとか筆談ですとか幅広く使えると思うんですね。難聴者の場合は耳マークなんですけれども。それを直し

て、こっちのマーク、これが耳マーク、こっちに直してほしい。

○岩崎会長 この点に関しては事務局のほう何かお答えできますか。

○金子統括係長 町田市としては今までも全日本難聴者・中途失聴者団体連合会のほうでつくられた耳マークのほうを各部署、選挙会場などに整備しようということで進めてきたものについて、今年度6月に新たに使用承認も出し直して、さらに各部署での配置のほうをすすめていこうと普及啓発も含めて取り組んできたところです。今後今までの流れからこの耳マークの普及啓発をしていこうというふうに考えています。

○玉木委員 すみません。耳マークを各部署に出すことを啓発してきたので、このままという意味ですね。手話をするのにちょっとあいまいな、よくわからなかったんですけども。耳マークの周知をやりますということで。

○金子統括係長 はい、そうです。

○玉木委員 手話マークはまだ今は考えていないということですね。

○金子統括係長 そうですね。

○玉木委員 耳マークは市役所とか選挙でいろいろなところで進めていこうと思っているけれども、手話マークはまだ考えていませんというお答えです。

○岩崎会長 玉木さん、どうぞ。

○玉木委員 玉木です、お願いします。

町田市の手話言語条例できましたよね。それで、手話マークを考えないというのはどういことなんでしょうか。

○金子統括係長 手話言語条例については町田市ではつくっておりません。1回町田市議会のほうに手話言語法をつくってほしいという陳情が上がりまして市議会として国だったかな、に手話言語法をつくるようにということでお願いをした経過はありますが、市の中に条例はまだできていないという状況です。

○玉木委員 わかりました。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。坂本委員。

○坂本委員 坂本ですけれども。全体の質問でよろしいですか、全体的な質問で。個々にこれ上げて予算を全部つけておりますよね。予算を見ていると多いのと少ないのといろいろありますが、例えば、個々の施策というんですかね、これを具体的に例えば市のほうに実際どうなっているか、委員として質問したり聞いたりすることはできるのかどうかということですね。

それから、そうしますと、今計画をつくっているものについてある程度把握ができてくるし、

チェックなり自分なりの一応関与はできるのかなと思っておりまして、こういうのは市のほうに聞いてもいいのかどうか。それから、教えてもらえるのかどうかというところですね。

○岩崎会長 実行プランの進捗管理に関しては基本的にはここの協議会で行うという理解でよろしいんですね。

○金子統括係長 実行プランの進捗管理は協議会のほうで行うものと考えています。

○岩崎会長 ですので、ここに書かれていることに関して、例えば来年度、再来年度どういうふうに行われてきたのかということについては資料の提出を求めることはもちろんできますし、それについて協議をすることもできると思います。

○坂本委員 そうすると、中身について、具体的にどういうことかというようなことも質問してもよろしいのか、聞いてもいいのかどうか。ここに書いてますと、何となく抽象的でわかりにくいので、それを具体的にどういう形でやっているのかとか、それを聞いていいのかどうか。

○岩崎会長 もちろんそれは全く構わないというか、基本的にはこの障がい者計画を実行するためのものなので、この障がい者計画そのものの進捗管理も含めてこの協議会でやるということですから、例えばそこで書かれているこの実行プランの中での例えば書きぶりのところで、具体的にここの書きぶりの中で今年度どこまで具体的にやったんですかというところについてはもちろんその進捗管理、まさにそれは進捗管理ですので、できるという理解で問題ないと思います。

○坂本委員 わかりました。そうしましたら、例えばこれ18ページですね、地域生活への移行というのが10の6ですか。これで予算見ていると大体24万8,000円ということですかね。これで何かこういう書いてる内容というのが、それで開催回数何回とかというようなことを具体的にいろいろと聞きたいなと思ひまして今の質問したんですが。項目いろいろなのがあるんですが、こういう会議でこれを全部話しますとまた長くなるので、個別にちょっと聞きたいということをお話していただけるかどうかだけを確認しておきます。

○岩崎会長 これの進捗管理の仕方についてはどんなふうになりますかね。例えば年度ごとに、年度を終えたごとですかね、事業としてですから。年度が終えたところで昨年度についてはこういうふうな形で目標値に対して実際はこうでしたというようなことが各課から事業ごとに上がってくるという理解でよろしいですかね。

○金子統括係長 まだ進捗管理についてまでは具体的にどうしようとはお話しできる場所はないんですけれども、一応通常各課のほうに照会をかけて、そこから回答いただいたものを皆さんのほうに提供していくというのが通常の流れですので。

○岩崎会長 ですから、その中で例えば説明が不足しているものがあればもっとこういうデータが欲しいであったりとかいうことはできると思いますし、例えば実行プランではこうなっているけれども、協議会としてはもう少しこの辺までぜひやってほしいとかという意見を言うことはもちろんできると思いますので、よろしいですか。

では、谷内委員、どうぞ。

○谷内委員 谷内です。

2点あります。27ページなんですけれども、27ページの上にあります空欄の部分、部会からの提案がないですよね、ここだけ。ないのに、下、すみれ教室が回答しているというのはちょっと、何かあったほうがいいんじゃないのかなという気がするんですけれども、形式上。ちょっとここ検討いただきたいなということと。

もう1点が、58ページなんですけど、先ほど金子さんからご説明がありました58ページなんですけど。これは目標が調査の実施というのになっているんですね。これは市役所の方にぜひやっていただきたいと思うんですが。その下の表を見ていただくと、2018年が実施で、2019周知、2020周知となっているんですけれども。これ多分もう少しやったほうがいいんじゃないかなと、例えば調査・検証とかにして3年間やってもいいんじゃないかぐらい私個人的に思うんです、こことても大事なことだと思うんですよね。だから、1年目だけ調査をしても、職員の方は入れ替わり等がありますので、せっかくだったら、まだ解消法も始まったところですので、もう少し丁寧に調査・検証、調査・検討というのを最低でも2年やっていただいて周知のほうがよろしいんじゃないのかなという意見です。

以上です。

○岩崎会長 事務局のほうからお願いします。

○金子統括係長 最初の質問27のものなんですけれども、これにつきましては37ページをごらんいただきたいんですけれども。37ページの重点15のところ、計画部会のほうから提案のあったものについてすみれ教室のほうでこんな事業をとということで書いてもらったんですけれども。重点の施策と実際にやるのがここではちょっとマッチしていないがためにこの項目を重点の10、先ほどご指摘のあった27ページのほうに移動したということでございます。そうすると、重点10の「とくにがんばるとりくみ」とすみれ教室から所管から提案されたものがピッタリくるかなということでこちらに移動してきたという経過です。

○岩崎会長 とすると、この重点15の提案理由のところを10に位置づけ直したということですので、何か再掲とかこちらから移動とかというのがあれば確かに対応関係がわかりやすいかも

しれないですね。

あともう一つの点はどうか。

○金子統括係長 職員課の職員対応要領につきましては、また職員課と調整したいと思います。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。実行プランに関して。先に手挙げった清水さんのほうから。

○清水委員 清水です。

18ページの地域生活への移行ということで、精神科病院に長く入院している精神障がいのある方や云々というところで、部会からの提案で、地域精神保健福祉推進協議会、これは各病院も集まり、行政も加わりという会議の中に福祉サービスも入れてもらえたらという私はニュアンスなのかなと理解をしているんですが。下の所管課からの回答ということでは、この推進協議会とは別の会議である地域精神保健福祉連絡協議会が書かれていて、ここはもう毎年ずっと以前から年1回開催していて、病院も代表が入り、福祉サービスも代表が入りということで、その1回の中で限られた時間でこの地域生活に向けて積極的に支援というところとは何かすごいほど遠いように思うんです。ちょっとその辺でこの推進協議会ということが出されていたにもかかわらず連絡協議会でこれまでと同様に1回開催というところが、果たしてこの推進に至るのかということを確認させていただけたらと思います。

○中島担当課長 事務局、中島です。

今のご質問のあった地域生活への移行の重点事業の提案、地域精神保健福祉推進協議会というものが以前こういう名前だったんですけれども、この協議会自体が保健所のほうでは今はなくて、この連絡協議会というものになっています。こちらの連絡協議会自体は年に1回ということで、今清水委員がおっしゃったように、比較的大きな会になっておりますが。この会議の下の部会、子部会がありまして、そちらのほうは年に3回～4回、その年に応じたテーマで内容を検討しておりますので。今回検証するに当たってそういった内容もこの評価の中で保健所のほうから出てくればいいかなということで、今回はこれで出させていただいているんですけれども。ちなみに今年度のテーマは、措置入院の患者の地域移行というような話題になっておりまして、その下の部会のほうには福祉関係の方も出ているので、ちょっとそちら出させていただいた所管の回答とこちらの提案とがちょっとマッチしきれなかったところがあるので、また評価をしながら整理をしていければと考えています。

以上です。

○岩崎会長 よろしいですか。結構特定の名前を出して、この課は比較的そういう回答がおお

いかなという、12ページの難病のあれもちょっとずれてますよね、回答がかなり。相談件数のただ把握というだけの問題じゃないはずなのに、何かそういった形にすり替えられているかなというちょっと懸念を持ちました。

すみません、先に手が挙がった風間委員のほうからお願いします。

○風間委員 10ページの文化芸術・スポーツ活動についてなんですが、お聞きしたいんですけども。現状値・目標値のところで、現状値が2016年で2大会あったということで、どういう大会かちょっと教えていただきたいんですが。1つはスポーツ大会というのは成瀬体育館でやるというのは多分それだと思うんですが、あと1つはどういうことをやられたのかということ。目標値ではその2大会がずっと同じものを続けてやるのか、上の提案などに出ています何かやりたいねなんていうふうに書いてありますが、2大会が3大会、4大会というような考えはないのでしょうか。

○岩崎会長 事務局、いかがですか。

○金子統括係長 この競技なんですけれども、今町田市ではパラバドミントンですとか、あとブラインドサッカーですとかというような競技の開催なども今やっているというふうに聞いております。ここら辺もちょっといろいろ調整したんですけれども、今スポーツ振興課のほうでは2大会、2つの競技について開催を進めていくという方向性があるということでしたので、ちょっとそれ以上の記載は難しかったかなというところです。

○岩崎会長 よろしいですか。

廣田委員、どうぞ。

○廣田委員 廣田です。

全体的にですけれども、この実行プランが完成したときはホームページでこれをそのまま公表していくということでよろしいのでしょうか。

○金子統括係長 一応この資料、実行プランについては、協議会のほうで進捗管理をするための資料というふうに考えておりますので、ホームページは今のところ考えてはおりませんが、協議会のこの場で検討する資料というのはホームページでも掲載されますので、そういう意味での公表はされていくと。

○廣田委員 今風間委員、先ほど坂本委員さんもおっしゃったことなんですけれども、やはり例えば今の10ページのお話、大会2というのがありますけれども、やはりこのところはより具体的に記述ができれば、やったことを書いていただいたほうがわかりやすいんじゃないかなと。

ですから、例えば目標値2大会はいいんですけれども、もしあれでしたら、この下の枠なり何

なりに例えばバドミントン大会とか障がい者スポーツ大会とかと、あるいは先ほどの啓発もありましたよね、2回回覧で町内会とかあるいはイベントのときに啓発とか。やはり具体的に少しでも伝わるように記述があったほうがわかりやすいのかなというふうに感じました。

○岩崎会長 そういう点では、確かにこの実行プランはこの17年度末につくったものではあるんですけども、ただもう既に現状値として入っているものもあるので、17年度について実施しているというものに関しては、18年度の頭にやはり17年度の実施報告をぜひいただけると、こういった内容のことを例えば来年も継続するのかなというふうなこともわかりますし、それとどう変わるのかという要望もこちらとしても出しやすいと思いますので、なかなか大変とは思いますが、ぜひ18年度のなるべく早いところで、17年度に関しての実施状況、実行状況に関しての報告をぜひいただければというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 坂本ですけども。

これの計画をつくる時に予算の割り振りをしていますよね。それで、計画に全部予算をつけるという形で出しているから、実行計画が大分具体的なものが上がってきているというふうに考えてよろしいわけですね。

○岩崎会長 例えば18年度に新規に実施するというものに関しては来年度予算にもう載っているという理解でいいんですね。

○金子統括係長 そうですね、2018年度の予算というのはこれから議会の承認を得て決まっていきますので、その承認を得る前にこういうところに公表されてしまうとやはり議会のほう軽視という形になってきますので、ちょっと記述が難しいところだったんですけども、ここは公表できる段階で載せていくような形に、進捗管理のところを出せばいいかなと思っております。

○岩崎会長 よろしいですか。

○坂本委員 もう一つ、この予算割りのときにどういう計画ということで、これ部会で何か決められて市のほうに出したわけですね、これ。予算がここに大体計画をつくって、それに予算をつけてもらうわけですね。

○岩崎会長 この予算で載っているものは事業費として載っているのは、17年度までのもの、実際に予算化されているものについてなので、18年度以降はまだわからないということなので、要するに載せられないということで載っていないということですね。

○坂本委員 ですから、過去のものについては教えていただけるということはいいいわけですね。

○岩崎会長 過去の予算はもう公表されているものだから、当然わかることだと思います。

○坂本委員 17年についても。

○岩崎会長 はい。

○坂本委員 それから、割り振りも大体それで教えてもらえるというふうに考えればいいわけですね。じゃあわかりました。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか、実行プランに関して。町野委員、どうぞ。

○町野委員 町野です。

15、16ページにグループホームをふやすための支援を行うということで書いてあるんですけども、実は五、六年ぐらい前になるんですが、うちのすぐ近くに空家を利用して精神の方たちのグループホームがあったんですね。その中に数名が生活保護だったものですから、私も毎月そこへ行ってお訪ねしたりしていたんですけども、周囲の方たちに全くそういう施設ですよということも言ってなくて、急に入ってきて、周りの方たちが年齢も違う、男性も女性もいる、お庭に出てタバコなんか吸ってるのが50代の方もいれば20代の方もいたり、どういった集団なんだろうと非常に不安感を持って。私がお訪ねしていくと、ピンポンと鳴らしちゃいけないと言われたからドアをトントンたたいてやってたんですけども、皆さん就労でちょっとどこかへ行ったりしていますから、夜行くんですね。コンコンとたたいて、町野ですと言うと出てきてくださっていたものですから、近隣の方たちが私が訪ねているのを知ってるわけですよ。それで、あそこのおうちにいる人たちってどういう方たちなんですかと聞いてくるんです。私も勝手には言えないので、NPO法人がやってたんですけども、その責任者の方に皆さんがそういうことでちょっと心配しているので、ご理解いただくように何かお話しするとかしたほうがよろしいんじゃないんですか、私が言ってもまずいですよねと言ったら、言わないでください、それを言われるのはちょっと困るので、隠しておいてもらいたいと言われたんですね。これは近隣の方はやはり富士山ろくであったようなああいったサティアンだのなんだのとそういった団体じゃないかとか非常に不安感を持って見ていたので、やはり、そこはもう何年かたったらやはり出て行った。出て行くときも挨拶もしてなかったもので、出て行きますもなく黙っていなくなったんですけども。

そういったこともありましたので、ふやすのはすごくいいんですけども、やはり近隣の方に、今はもう差別をすとか何だとかということはほとんどの方がいないでしょうから、近隣の方にそのご理解をいただくように、施設のほうとかNPO法人とかそういった方たちの教育も少し必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺を、ここはふやすことばかり

書いてあって、その支援が施設をやる側の人たちに対しての教育というんですかね、そういったこともちょっと盛り込んでいただけたらすごくいいかなというふうに思いました。

それともう一つ、小学校、中学校のことはここでは違うということでしょうかね。ただ、一番最初に小中学校のことが書いてあるものですから。ほとんどが教員の研修ということで書いてあるんですけどもね。やはり差別解消法とかいろいろできていても、例えば障がいを抱える方ご本人とかご家族とかはよくおわかりでしょうし、私たち福祉に携わる者も勉強はさせられているからわかりますけれども、一般国民がどれだけこれを知っているかというのはちょっと疑問なんです。たまたまどれぐらい知ってるのかなと思ってましたけれども、たまたま学校支援理事をやっているものですから、小学校に行きましたら、そこで4年生の子どもたちが授業で点字をやっていたんです。校長先生にこの点字というのは授業で取り上げているんですかと聞きましたら、いや、町田市で別にやっているとわかって、これはうちの学校が独自にやっているものと。ただ、やはり小さな子どもときからそういったものに携わっているとやはり差別とかしない、障がい者に対しての気持ちもわかるかということがありますので、小さいときからやはり刷り込んだほうがいいんじゃないかなという気持ちもありますので、教育センターさんとかどこかに町田市で取組として、手話とか、その点字とかそういったものをちょっと取り上げていただくような授業あるいはホームルームでやるとか、そういったことも訴えていくのがいいんじゃないかなというふうに。

その学校はたまたま今風間委員がいますけれども、風間委員の奥様が行って点字をやったりしているらしいんです。私もそれすごく子どもたちが夢中になってやりましたから、PTAの会長さんがうちの子どもが缶とかなんかに点字がついたりしていると、お母さん、これ何というふうに書いてあるんだよとかと教えてくれるんですなんていう話も聞きましたので、すごくいいことだなと思って。私も民生児童委員の協議会で今度福祉フェアというのをやるんですけれども、南地区で、そこで社協さんにご協力いただいて点字をちょっと子どもたちに点字で名前を打ってもらったり、経験してもらおうかなというふうに思っているんですけども。そういうやはり教育の場面でそういったものも手話もあわせて取り上げていくということも、先生の教育だけでなく、そういったことも小さいときからそういった環境というか触れさせるということが必要じゃないかなというふうに思いました。参考にさせていただければと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今のことに對して特に何かありますか。特に福祉教育に関して町田での取組というのは、こ

れとは別に子どものほうの計画のほうに載るのですかね。

○廣田委員 社協の廣田ですけれども。

福祉教育ということで、小学生等ありますけれども、社協のほうでは各学校等に連絡とりあって、それで希望というか、ある程度声かけをして進めているというのが今の現状でございます。機械的に全部すべてを網羅してというところまではまだ至っていません。

○岩崎会長 学校教育の問題というのはすごく重要だと思いますので。貴重なご意見ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○井上委員 井上です。

まずものすごく細かいことを2つほど申しますけれども。このプランの所管課のところ、これ部の名称も含めて載せたほうがいいなというふうに思います。例えば教育委員会何とかそれ入れるだけでわかりやすくなるというのが1点目。

それから、あともう一つは、この第5次障がい者計画に対応するものであるということから、この中にそれぞれ該当する計画のページ数なり何なりを入れておくだけでまず最初に教育があるんだと。それから次がというふうにこれの編集の仕方、このパンフレットを見て編集の仕方がわかる、そのようなことが書かれていけばいいかなというふうに思いました。それが細かいことなんです。

あと、私の率直な考え含めてちょっと個人的な意見を申し上げたいんですけれども。私は40年ほど前やはり障がい福祉の現場で市役所で市役所で働いていたそのときのことを考えると本当に思うところがあるんですけれども。当時例えば選挙の問題なんかで選挙管理委員会に高齢者の方から自分は選挙に行きたいんだけど、投票所に行けない、何とかしてくれと選管に電話があった。選管の方はどうするかというと、これは高齢障がい者の問題なんだから福祉に回すということで電話回す時代だったんですね。自分たちはもう責任ないのであると、障がい福祉があくまで障がい者のことや高齢者のことの担当は障がい福祉課だろう、または当時で言う福祉事務所だろうという感覚です。それから、スポーツも同様です。例えば健常者のスポーツは当時のスポーツの担当課の仕事だけれども、障がい者や高齢者の仕事はこれはもう障がい福祉課、福祉事務所が担当なのであるから、障がい者や高齢者のスポーツにはスポーツ担当課は関与しないと、そういう時代がものすごく長く続きました。そういう目でちょっとこの先ほどの道路の放置自転車を見ていただくとわかるんですけれども、何でこれを障がい福祉課が担当しなければいけないんでしょうというところが素朴なところですよ。皆さんもそのように

お考えかどうかあれですけれども。

それからあと、知的障がいの方の市役所への就職の問題などで私ども当時ケースワーカーが職員課と話し合うと、市役所というのは競争試験である、成績の高い人から採用していくのである、ですから当然障がい者が落ちるのは当たり前である。実はその感覚って今でも私たちの中に相当深く根付いているものだというふうに思います。ですから、そこで問われているのは、実は私たちの価値観なんだろうなというふうに思いますと、そういう目で改めてこの実行プランながめますと、ついに障がい者の問題が全庁に少しずつしみわたってきたその証拠かなというふうに思うところです。

障がい者市民も自分たちの仕事の顧客なんだということがようやく意識されてきた。むろん個別の事業、先ほど会長がおっしゃったように、についてはもう既に今やっているものもあるんですね。ところが、それがその担当者の意向とかそういうのによっていろいろ変わったりするということが起きるんですね。ところが、今回計画として少なくとも対外的な公約として明文化されたというところに私は大変意義があるんだろうなというふうに思っています。

そういうことで、今のところは障がい福祉課が担当するんだということになっている者は山ほどありますけれども、これが全庁のものに実際なっていくと、そこで文字どおり、片仮名言葉でノーマライゼーションとかいろいろな言葉よく大学なんかで言われていますけれども、実はそういうことの1つ1つが実は市民が暮らしている現場ではほとんど定着してっていない。その中でこのような計画の中で、少なくとも市役所の組織の中で自分たちの仕事だということが意識され始めたというところが私は非常に高くかっておりまして、本当に計画部会の皆さんとか各職場との調整に当たっては事務局の皆さんに改めてこの冊子について敬意を表したいと思いますし、この内容がもっともっと充実したものになっていくように私たちのほうもきちんと見ていかなくちゃいけないかなというのが私の感想めいたことで恐縮なんですけれども、そのように考えながら拝見させていただきました。

ありがとうございました。

○岩崎会長 個々の回答を見るともちろん満額回答のものばかりではなくて、うんと思うものもあるかもしれませんが、そういった意味で言うと、本当にこれが1つのやはりてこになって、障がい福祉の問題だけじゃなくて、全庁的な課題として障がい福祉施策がなっていくということになればいいなというふうに思います。

あと、ご発言いただいている委員の方含めていかがでしょうか。この実行プランに関して、ご意見いかがですか。佐野委員。

○佐野委員 34ページの10の3、結婚・出産・育児というところなんですけれども。これ以前にこの③のところに育児支援ヘルパーの派遣というところがあるんですけれども、以前函館の施設で入居者同士が結婚して赤ちゃんが生まれて、やはりその方育てることは無理で、そのときに函館市とその施設がとった手段は、親子で保育園に入れるということだったんですね。すごくいいことだと思って見ていたことあるんですけれども。結果的にそれがどうなったかは今はわかりませんが。育児ヘルパーだけを派遣してもらえない場合があると思うんですね。だから、もうちょっと幅広く、親子で保育園に入れるぐらいの支援をしないと子どもって育てにくいと思うんですけれどもね。ヘルパーを時間で派遣したところでらちあかないと思うので、その辺、私具体的にこういうことがどれだけあるか知らないんですけれども、以前見た障がい者のそういう番組では親子でそういうところに通ってました。だから、本当に子育てというのは大変です。

虐待のこと随分出ていますけれども、今は子どもがいっぱい親に殺されていますよね。だから、障がい者もさることながら、一般社会もすさまじいもんだから、この辺のことをもうちょっと進んで、ヘルパー派遣じゃなくて、親子でもし保育園に入れるもんだったら保育園で親子で指導してもらおうようなところあってもいいと思っています。それは個人的に、具体的に何を知ってるわけじゃないんですけれども、という意見として聞いてください。

○岩崎会長 親が保育園に入ることがいいのかどうか、ちょっと今ひとつ私自身イメージがつかないんですけれども、ただ、横浜なんかだったら結構生活支援の人たちが障がいを持っているご家族の方や子ども含めて子育て支援をしたりとかという事例がいっぱいあるので。だから、確かにそういう点で言うと単にヘルパーを派遣するだけではなくて、生活全般の支援をするような拠点というかそういうものは確かに必要かもしれないですね。

○佐野委員 赤ちゃんの抱き方一つから教えていかなきゃ。本当にその方は知恵おくれの夫婦だったからそれが必要だったんだと思うんですけれどもね。だから、実際町田市の中でそういうことがどれだけあるか私は全然知りませんから、話がちょっとずれるかもしれませんが。

○岩崎会長 実際町田の中でも例えば知的障がいをお持ちのご夫婦のところでも子育て支援をしているような事例とかというのは市はつかんでらっしゃるんですかね。

○金子統括係長 事務局のほうで把握していることはないんですけれども、今子育て支援のほうの施策として、赤ちゃん生まれたらかかりつけ医のお医者さんを持つと同じようにマイ保育園を持ちましょうということで1つか2つ自分の相談できる窓口、また一時保育みたいな形でマイ保育園を持っていただくように進めているというのはありますので、保育園に通ってい

なくても保育園のほうとかかわりを持ちながら子育てをしていけるようなところが施策としてはあります。

○岩崎会長 そうしたら、この辺も今後大きな課題になってくるかもしれません。

ほかいかがでしょうか。坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 今いろいろと精神のところの相談とかなんかをやっているんですけども、やはり精神についての支援がちょっと少ないのかなと。ですから、逆に例えば相模原に住むとか、あるいは横浜に住むとか、そういう動きが結構出てきているという、それは格差がやはり、先ほど障がいの差別はないんだと言ってるんですが、実際にはもうかなりの差別がついているというのが現状で、この辺は大きな問題で予算的な問題からいろいろな、それと同時に、この障がい計画もどちらかというところの支援のほうで、それはまたちょっと具体的に聞きながらいろいろと相談させてもらいたいと思いますが。

もう少し精神のほうのわかりづらくて何か支援がやはりしにくいというようなことが町田市では実際に行われているのかなと、そんなところもできれば福祉のほうから。他の市に比べて差別があるのかどうか、あるいは格差があるのかどうか、差別として問題あるかですね。その辺は。

○岩崎会長 他の市に比べて町田で精神障がいの人が多く差別されているかどうかとは多分それは言えないと思うんですけども、ただサービスの提供レベルでいって、他の市と比べて町田市のほうが極端に低いということは多分ないんじゃないかと思いますが、事務局のほうはいかがですか。

○中島担当課長 サービスの種類によってももちろん格差は出てまいりますので、例えば地域生活支援センターなんかですと町田1カ所しかないですけども、相模原だと3カ所あるとか、横浜だと区ごとにあるとかという違いがありますが。例えばグループホームなんかで言うと、相模原は精神のグループホームが非常に少ないので、非常に町田市は精神のグループホームが多くあったりということで。やはり見えるところと見えないところというのを事務局としても発信していく必要があるのかなというのは感じております。

○岩崎会長 よろしいでしょうか。

ほか実行プランに関していかがですか。堤委員、どうぞ。

○堤委員 すみません、修正がどうのというよりも、今回はちょっと希望していたところが結構生かされているので、逆にちょっとうれしいなと思っている部分というのがあります。具体的には、14ページの地域への暮らしで、移動支援のことを検討するとか、あと防災課のほうで

も随分避難についてページを割いていろいろと書いてあったのがよかったなと思っています。

14ページに絡む話なんですが、移動支援の件。もともと私がここにこだわっていたのは、身体の方の移動支援についての対象範囲とか時間数がとても厳しいなという思いがあったんですが、たまたまきょう八王子のほうで知的障がいの人たちの学習会に参加してきていて、八王子のグループホームに入っている人で町田市の住民票を持っている、居住地特例で八王子のほうの住所にはなれないんだとおっしゃっていましたが、八王子で生活していて、八王子と比べて知的障がいでも移動時間がとても少ないので、一緒に暮らしている人たちより外出ができないので、町田市のほうに何とか言いたいと本人は言っていて。じゃあ私も機会があったら言うよときょう午後に言ってきたばかりだったので。確かにその意味ではこの中で他の地域の状況も検討しながら変更があれば実施というようなことが書いてあるので、これは全体的には知的障がい、精神障がいの方でも上限18時間というのは、八王子のほうでは30時間だったのかな、50時間やってる自治体などもあるので、ぜひぜひ前向きにここを実行していくことを切に願っています。これ検討というところからスタートしているので、ぜひ実施していただけるようよろしくお願いします。

○岩崎会長 もちろん実施に向けてということですが、現実的には予算がつかないとなかなかいけないということもあつたりするので、なかなかここだけでは答えられないことだと思います。でも、やはりこういう協議会がそういう意見があるということは担当課にとってもやはりプラスで後押しになると思いますので、ぜひそういう意見を言っていただければというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。皆さん、どうもありがとうございました。この実行プランは町田市にとっての本当に初めての試みです。このプランによって障がい者計画が一步でも前進することが次の計画の礎にもなりますし、特に進捗管理がすごく重要だということはきょう確認をできたというふうに思いますので、ぜひこの協議会でもこの実行プランであつたりとかきょう答申をしました事業計画であつたりとか、それぞれに関しての進捗管理をきちんとしながら、先ほど堤委員のような意見もぜひ上げていながらこの町田市の障がい福祉施策が推進できればというふうに思っております。

それでは、本日の議事は以上です。

その他何か情報提供ございますでしょうか。

○事務局（湯川） 事務局の湯川です。

本日で2017年度の施策推進協議会は終了となります。

4月以降に人事異動等で委員を交代される場合がもしございましたら、速やかに事務局までご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

○金子統括係長 前回の協議会のほうでチラシを配らせていただいたんですけども、今度の11日の日曜日、福祉講座ということで「差別解消法と暮らし」というのを行います。全国手をつなぐ親の会育成会員の又村あおい氏の講演会になりますので、一応申込みのほうは障がい福祉課のほうでもひかり療育園のほうでも受け付けできますので、連絡をいただけたらと思いますので、ぜひ出席のほうをよろしくをお願いいたします。また、団体のほうにも持ち帰ってPRしていただけたらと思います。

以上です。

○岩崎会長 ほか何か情報提供ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、進行を事務局のほうにお戻しいたします。

○中島担当課長 岩崎会長、ありがとうございました。

これにて本日の会議を終了いたしますが、最後に課長からご挨拶をさせていただきます。

○櫻井課長 改めまして、障がい福祉課長、櫻井でございます。

2017年度の町田市の障がい施策推進協議会、今年度につきましては本年度をもって終了ということに当たりまして、一言ご挨拶させていただければと思います。

冒頭、岩崎会長のほうからもお話ありましたけれども、ご報告がありましたけれども、本日の市長のほうへ答申しました町田市福祉事業計画第5期計画と、そして本日皆様にご議論いただきました第5次町田市障がい者計画の付属資料としましての実行プランの作成に当たりまして、協議会の皆様並びに各部会の皆様には今年度本当に多くご出席ご参加いただきまして、この場を借りまして本当に厚く御礼申し上げたいと思います。

本日本協議会自体も今回5回、それから各就労・生活支援部会、それから相談支援部会においてもそれぞれ3回開催をしていただきましてご議論いただきました。特に今回の計画の作成の中心を担っていただきました計画部会の皆様、5回の部会の開催のみならず、そのもとで作業部会のほうも本当に手弁当のような形で開催設置をしていただき開催いただきまして、ご多忙の中ご検討いただきまして、本当にありがとうございます。小野部会長並びに部会委員の皆様にはこの場を借りて、本当に改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

今後につきましてはこの答申を受け止めて計画を策定し、進捗管理を行い、今後の障がい者の施策並びに町田市の福祉全般の向上につながるよう努めていかねばと認識しているところでございます。

次年度につきましても、岩崎会長はじめ委員の皆様にはご尽力を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○中島担当課長 では、皆様、ありがとうございました。

本日次第の下方にもご案内しておりますが、次年度2018年度第1回の協議会は、今のところまだ開催日等は未定になりますので、次回はまた改めて次年度になりましたらご連絡を差し上げたいと思います。

なお、本日お車でいらした方は駐車券にチェックをしていただいて、無料処理用のカードをお渡ししますので、担当までお声かけしていただければと思います。帰り際、1階の警備さんのところでのチェックもお忘れなくお願いします。

本日は本当にお足下の悪い中、雨も強い中でしたけれども、誠にありがとうございました。以上で終了になります。

午後8時16分 閉会